

議案第 号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の  
一部を改正する条例

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例（平成30年  
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地」を「第29条の9各号に掲  
げる区域」に改める。

第4条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「第29条の9各  
号に掲げる区域」に改める。

第12条第1項中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地」を「第29条の9  
各号に掲げる区域」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例(平成30年条例第33号)  
新旧対照表

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>(市街化を促進しない開発行為)</p> <p>第3条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地</u>を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為とする。</p> <p>(市街化を促進しない建築物の新築等)</p> <p>第4条 法施行令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等は、<u>法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の新築等とする。</p> <p>(特別指定区域の指定)</p> <p>第12条 市長は、第7条第3項の規定により定めた区域のうち、<u>法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地</u>を含まない区域を特別指定区域として指定するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(市街化を促進しない開発行為)</p> <p>第3条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>法施行令第29条の9各号に掲げる区域</u>を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為とする。</p> <p>(市街化を促進しない建築物の新築等)</p> <p>第4条 法施行令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等は、<u>法施行令第29条の9各号に掲げる区域</u>を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の新築等とする。</p> <p>(特別指定区域の指定)</p> <p>第12条 市長は、第7条第3項の規定により定めた区域のうち、<u>法施行令第29条の9各号に掲げる区域</u>を含まない区域を特別指定区域として指定するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> |

令和4年（2022年）1月11日

第27回都市経営会議資料

# 宝塚市市街化調整区域における開発 行為及び建築物の新築等に関する 条例の一部改正について （概要）

都市整備部都市整備室 開発審査課

# 1 経緯等

都市計画法施行令の一部を改正する政令等が令和4年4月1日から施行されることに伴い、関連する宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の一部を改正する。

# 2 改正内容

条例で指定する区域等に含まない区域を都市計画法施行令第29条の9の改正のとおり拡充する。

令第29条の9（改正前）

令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

①～⑥  
追加



令第29条の9（改正後）

- ①災害危険区域
- ②地すべり防止区域
- ③急傾斜地崩壊危険区域
- ④土砂災害警戒区域
- ⑤浸水被害防止区域
- ⑥浸水想定区域
- ⑦令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域【変更なし】



### 3 改正に伴う影響

該当がないため影響なし。

### 4 施行期日

令和4年4月1日